

新規者用 (実績者の方は、「実績者用」を御覧ください。)

(お知らせ)
**2019年度「皮革及び革靴の関税割当て」
申請等における注意点について**

平成31年3月8日
経済産業省貿易経済協力局
貿易審査課

1. 2019年度の「皮革及び革靴の関税割当て」については、平成31年3月8日付け関税割当公表第2号「2019年度の皮革及び革靴の関税割当てについて」(以下「公表」という。)及び関税割当注意事項第2号「2019年度の関税割当申請書及び関税割当証明書の取扱い等について」(以下「注意事項」という。)のとおり行います。2019年度の皮革及び革靴の関税割当の申請を希望される方は、これらをよく読んだ上で申請ください。なお、公表及び注意事項は、関税暫定措置法の一部を改正する関連法律案(平成31年法律第 号)(以下「関連法案」という。)の成立及び施行をもって有効となります。

2. 受付窓口では、申請者の本人確認を行った上、申請書類の記載内容等を確認し、必要に応じ質問します。申請書類に不備・不足等がある場合、申請を受け付けません。申請にあたっては、事前に十分に御確認ください(例年、フリガナ等の未記載が散見されますが、その場合も受け付けませんので留意ください)。なお、申請を受け付けた場合であっても書類審査の結果、不適合と判断された場合は関税割当証明書(以下「証明書」という。)を発給いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

提出する前に再度、申請書類の記載事項に誤りが無いか必ず確認してください。

3. 申請窓口への来場には、公共交通機関を御利用ください。なお、経済産業省本省(霞が関)における年度枠の申請場所は、本館地下2階講堂です。(本館の入口以外からは入館できません。)

(注) 関税割当制度に関する政令第3条に基づき、税関長により証明書の提出が猶予される場合がありますが、これも関連法案の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となりますので、その旨御留意ください。

4. 各種様式は、経済産業省のウェブサイト(関税割当サイト、下記URL)からダウンロードし、御使用ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2019.html

5. 2019年度公表及び注意事項の主な注意点等は次のとおりです。詳細については、経済産業省のウェブサイト(関税割当サイト)をご覧ください。これら内容等に不明な点がある場合には、「各申請窓口」(公表第4参照)にお尋ねください。

I. 申請受付の日程(公表第3の1)

2019年度の申請受付は、次の日程で行います。申請窓口(公表第4参照)等に変更が生じた場合には、関税割当サイトにてお知らせしますので、来場の際には、事前に同サイトを御確認ください。

年度枠	4月3日(水)、4日(木) (注:4月2日は実績者のみの申請日となります。)
保留枠	6月4日(火)、10月1日(火)、 (注:年度枠又は再割当の証明書の発給を受けた方は、保留枠に申請できません。)
再割当	6月4日(火)、7月23日(火)、10月1日(火)、11月19日(火)、 2020年1月14日(火)、2月25日(火) (注:一定数量に達しない場合は、申請受付を行いません。)

(注)年度枠の申請受付は、すべての申請を同着として取り扱っており、いずれの申請日に申請しても割当結果に相違はありません。受付時間は、各受付日とも午前10時から午前11時45分まで、及び午後2時から午後4時までです。

次年度に実績者として申請するためには、年度枠又は保留枠を取得・使用する必要があります。

II. 主な注意点

- 公表及び注意事項には、関税割当ての申請手続、申請者の義務などの重要事項を記載していますので、**必ず公表及び注意事項をよくお読みください。**
- これらの手続や義務を怠った場合には、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらに、その事実が判明した日からその属する年度の翌々年度の末日まで、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

1. 「申請者の要件」について(公表第5参照)

公表に基づき証明書の発給を受けることができる者は、次の(1)及び(2)の要件を満たさなければなりません。

(1)公表に掲げる皮革又は革靴の事業を申請日の属する月の6か月以前から行っている法人又は個人事業者で、自己の営業のために「自ら輸入」しようとする者

- ・申請の6か月以内に税務署へ「個人事業の開(廃)業等届出書」を提出した個人事業者、法人の事業目的の追加登記をした法人は、申請要件を満たしません。
- ・申請要件を満たす時期の確認は、法人の場合には、会社の登記日又は事業目的の追加変更登記日、個人事業者の場合には、税務署の「個人事業の開(廃)業等届出書」の受理日で確認します。なお、平成30年度に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2019年度申請では、「実績者」でなく「新規者」と同じ扱いになります。
- ・革靴の再割当の申請を行う者は、2019年度に2回目以降の申請の場合には、割当数量の一部を使用している証明書1通を残し、他の証明書を全て返納していなければなりません。ただし、第5回、第6回への申請については、取得済み証明書の使用状況にかかわらず申請することができます。

【参考】各申請と申請者の事業開始時期との関係

4月「年度枠」申請:2018年10月31日までに開業し、事業を行っていること

6月「保留枠」申請:2018年12月31日までに開業し、事業を行っていること

10月「保留枠」申請:2019年 4月30日までに開業し、事業を行っていること

(2)申請日前1年間に、二通関以上で「自ら輸入」した貨物(貨物の種類は問わない)の輸入申告価格の合計額が50万円以上又は一通関100万円以上となる実績を有する者

- ・ 輸入契約の締結、貨物の荷受け、税関申告、代金の決済等の行為を自己の名において行ったことが確認できなければ、「自ら輸入」した行為とはみなされません。

2. 要件を満たさない申請者(公表第5の4及び第18の1参照)

次に該当する場合は、申請できません。

- ①他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人
- ②他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が、個人事業者として申請する場合
- ③個人事業者が法人に名義変更(法人成り)をした当該法人の代表権者が、再度個人事業者として申請する場合
- ④他の申請者等との間で支配関係にある法人
- ⑤個人事業者が申請する場合であって、同一住所で別の法人又は個人事業者が申請している場合

3. 身分確認について(公表第18の3参照)

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類(住所及び氏名等が記載されているものに限る。)のいずれか一つの提示を求めます。

- ①社員証、②各種健康保険証、③運転免許証、④各種年金手帳、⑤各種福祉手帳、⑥住民基本台帳カード(写真入りのものに限る。)、⑦外国人登録証明書又は在留カード、⑧旅券(パスポート)、⑨個人番号カード

ただし、社名が確認できる①又は②がない場合は従業員証明書(注意事項様式第4に限る。日付の記載がない従業員証明書については受理しない。)の提出とともに③から⑨までの書類の提示を求めます。名刺での身分確認は認めません。なお、新規者の場合、代理申請はできません。

4. 提出書類について(公表第6参照)

申請者や申請時期によって、提出書類が異なりますので、公表第6で御確認ください。

※申請に使用する各種様式は、省令、公表及び注意事項で定める様式を御使用ください。

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2019.html

5. 証明書の返納について(公表第15参照)

年度途中で証明書の割当数量を全て使用した場合など**証明書を使用しなくなった時は、その事実の発生した日から1か月以内に**(2019年度証明書で期間延長が承認された証明書は、2020年度「年度枠」証明書受領日まで)、発給窓口に関係書類を添えて**証明書を返納しなければなりません**。

返納がない場合には、次年度以降の申請要件を欠くこととなります。

また、例年4月の年度枠申請時において前年度証明書の返納が重なるため、受付会場が混雑します。返納業務を分散し、受付会場での待ち時間の軽減を図る観点からも、**早期返納**をお願いいたします。

「返納確認書」に全ての輸入許可通知書等の写しを添付する必要があります。添付されていない場合には、当該通関数量は、後年度の実績算定数量及び消化率の算出の際に、輸入通関数量の実績とみなしません(公表第15の4. 参照)。

なお、初回通関及びそれ以降の通関が有償となる通関までが無償の場合、有償となる通関までの全ての通関分について無償であることを証する書類を提出するとともに、初回となる有償通関分の代金決済を行ったことを証する書類を提出してください。また、事後審査(公表18の8)において、必要に応じ輸入通関に係る関係書類の写しの提出を求めることがあります。

6. 内容変更について(注意事項3及び4参照)

法人の名称、代表権者、個人事業者の氏名、その他住所、電話番号に変更があった場合は、変更後、速やかに内容変更申請書又は届出書を提出しなければなりません。

また、証明書の名義変更は、注意事項に定める場合に限り申請することができますが、その承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行います。なお、**手続きを行わずに通関を実施した場合は、手続き違反に問われることがあります**(公表第11参照)。

7. 証明書の有効期間延長について(注意事項1参照)

証明書の有効期間延長(有効期間満了日の翌日から30日を超えない範囲)は、申請時までに一輸入通関以上使用している者に限ります。ただし、第6回再割当申請により取得した証明書を除きます。

なお、有効期間延長申請時の提出書類に、有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面を提出するとなっていますが、本書面には日本到着予定日が明記されていることが必要です。

8. 証明書の無効、要件を満たさない申請者について(公表第11参照)

他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者並びに下記に掲げる者に対しては、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

- (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要かつ重要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

9. 事後審査について(公表第18の8参照)

経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、公表の施行に必要な限度において、割り当てた関税割当について、証明書の発給後に事後審査を行います。事後審査に当たり、経済産業省が必要と認める場合には、関税割当を割り当てられた者の同意又は協力の下、申請案件に関連する書類・帳簿、その他のデータの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には実地調査を行うことがあります。

事後審査等の結果、自ら輸入した事実が確認できないなど**公表の定める要件に反することが判明した場合には、要件を満たさない申請者として扱い、証明書を無効とするなどの措置をとることがあります**。また、事後審査における経済産業省の申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合は、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

(以上)